

令和5年第2回定例会（6月16日召集）

○質問 加藤 功議員「高齢者の補聴器購入に対する町独自の助成について」

加齢性難聴者の補聴器の価格は、片耳3万円から20万円と高額で、かつ、身体障害者手帳がない場合、全額自己負担となっています。

全道的に高齢者補聴器購入費助成実施自治体は令和5年4月1日現在18市町村で、上川管内では美瑛町、東神楽町、上川町、東川町、幌加内町で実施されていますが、自治体ごとの条件及び助成額はそれぞれであります。例えば、上川町では65歳以上で両耳の聴力レベルが40から70デジベル未満の中等度難聴の方、助成額は購入費の1/2以内、上限額は5万円となっています。

人生100年時代と言われる今日において、高齢者が加齢性難聴になっても生活の質を落とさず、心身ともに健やかに社会生活を送るために支援の手を差し伸べることは大事なことでないでしょうか。

町長の考えを伺います。

○答弁 村椿哲朗町長

加藤議員のご質問にお答えします。

令和2年第2回定例会におきまして、加藤議員より同様の一般質問をいただいた経緯がありますので、まずもって、その後の状況について報告をさせていただきます。

当時、広報紙により周知を深めていくと、お約束しましたとおり、毎年7月に広報紙へ掲載しております。

掲載初年度の令和2年度では、身体障害者手帳に該当した上での補聴器の補助実績は20件あり、例年数件から十数件の 交付実績となっている中で、それを超える実績となったことは、広報紙による周知が、対象となる方への支援に一定の成果が あったものと捉えておりますので、今後におきましても、誰もがわかりやすい表現を心掛け、引き続き広報紙による周知を 継続してまいります。

一方、いわゆる団塊の世代が後期高齢者となる今後におきましては、加齢に伴う難聴により耳の聞こえが悪くなり、日常生活において支障を来す方が増加していくことが予測されますが、加齢に伴う難聴の全ての方が身体障害者手帳の交付対象とならないことは、議員もご承知のとおりでございます。

加齢に伴う難聴の方が、様々なコミュニティの中で交流をしながら、心身ともに健やかな社会生活を送るためには、補聴器の使用が有効であると考えており、本町におきましても、加齢性難聴に伴う補聴器の自費購入に対する支援について、検討を進めてまいりますので、ご理解願います。